

川崎市申請書等の押印見直しに関する方針

(2川総行革第509号 令和3年2月10日総務企画局長決裁)

市民の手続に伴う負担軽減を図るとともに、行政手続等のオンライン化を推進するため、市民に求めている申請書等の押印義務付けの見直しについて、次の方針に基づき見直しを進めるものとする。

1 基本的な考え方

- (1) 申請書等は原則記名のみとする。
- (2) 署名を求める実質的な必要性がある場合は例外的に署名を求めることができるものとする。
- (3) 署名を求める場合において、署名の代替手段としてやむを得ない場合のみ押印を求めることができるものとする。

※記名：印字、ゴム印、代筆等の自署ではない方法により氏名を記すこと。

※署名：自署により氏名を書くこと。

2 見直しの例外

- (1) 地方自治法第234条第5項により記名押印が義務付けられている契約書
- (2) 入札書、請求書、領収書等及びこれらに係る委任状
- (3) 国、県の法令・条例・規程等やその他団体により押印又は署名が義務付けられているもの及びそれらに基づく委任状
- (4) その他、文書の真正性を担保するため、実印の押印を求めているもの